

令和5年5月8日

関係各位

公益財団法人日本バドミントン協会

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）
感染症法上の5類への分類変更を受けて

平素より本会事業にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

この度、日本政府より新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症法上の分類が令和5年5月7日をもって新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月8日から5類感染症へ位置付けが変更となり、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が令和5年5月8日に廃止されました。

日本バドミントン協会では、関係各所の上記決定への対応を受けて、2020年6月より発表しております『新型コロナウイルス感染症対策に伴うバドミントン活動ガイドライン』及び『新型コロナウイルス感染症対策に伴うバドミントン活動ガイドライン3章バドミントン競技大会・イベント実施にあたって』に関して、両ガイドラインの公表・運用を終了いたします。

今後、バドミントン競技を行う際や大会・イベントに参加する際には、原則として各個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断によって感染症対策を必要に応じて行うようにしてください。

大会・イベントを実施する際には、感染症対策については主催者側の判断・自主的な取り組みとして必要性に加えて、経済的・社会的合理性の部分も含め考慮し改めて検討し、必要に応じて実施していくようにしてください。

◆感染症の位置付け変更後の考え方等について◆

<参照：内閣官房新型コロナウイルス感染症対策ホームページ>

URL：<https://corona.go.jp/guideline/>

《本件に関するお問い合わせ》

公益財団法人日本バドミントン協会

事務局長：大野 淳

TEL:03-6434-5141